

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、沼津市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和6年2月20日

静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画用途地域

東駿河湾広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設） 4号沼津市新中間処理施設

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課